

令和6年度 受動喫煙防止対策に関するアンケートのまとめ

行政区の集会所における受動喫煙防止対策の現状

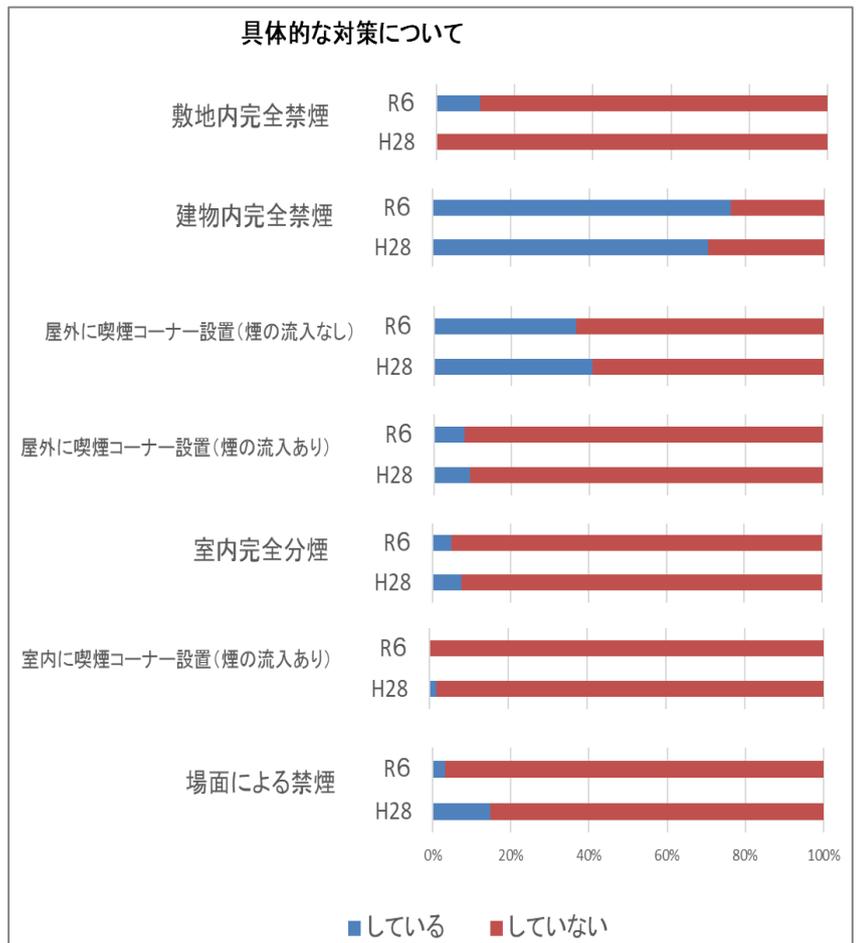
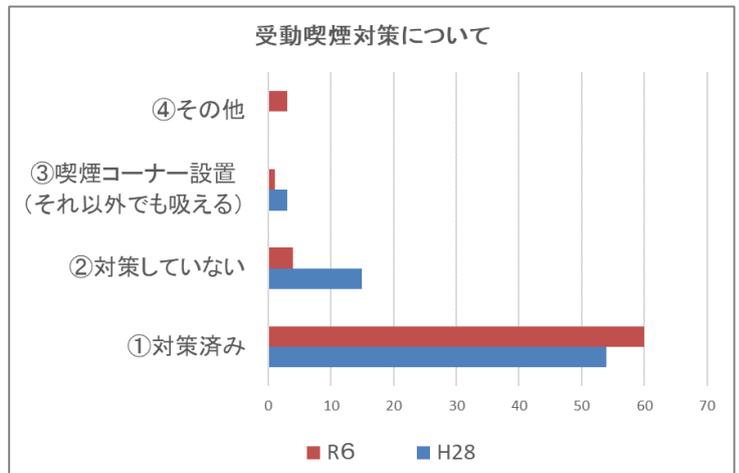
●集会所において、何らかの受動喫煙対策を講じている行政区が、前回調査時より増えています。

●前回調査時には一つもなかった「敷地内完全禁煙」を行っている行政区が出てきました。

●建物内の完全禁煙を実施している行政区もわずかに増えました。

●「緩やかな分煙対策よりは、しっかりと線引きをして受動喫煙が起こらないような対策をとる」行政区が増えてきています。

●対応の方法は様々ですが、何も対策をしていない行政区が減ってきていることは、受動喫煙防止対策を進めていく中で大きな進歩です。



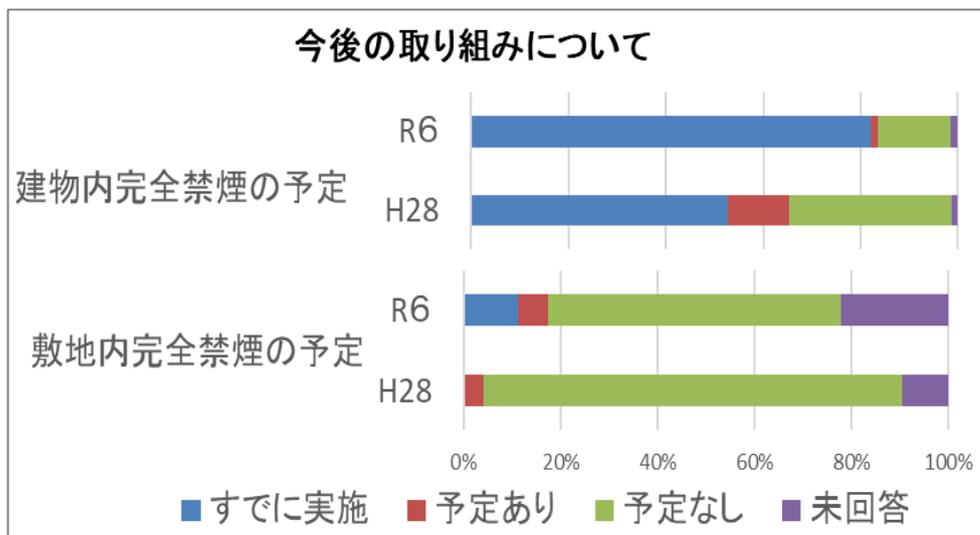
アンケートに協力いただいた行政区数

	行政区数	配付 ※	回収	回収率 (%)
中新田	29	23	22	95.7
小野田	22	22	22	100.0
宮崎	28	28	28	100.0
全地区計	79	73	72	98.6

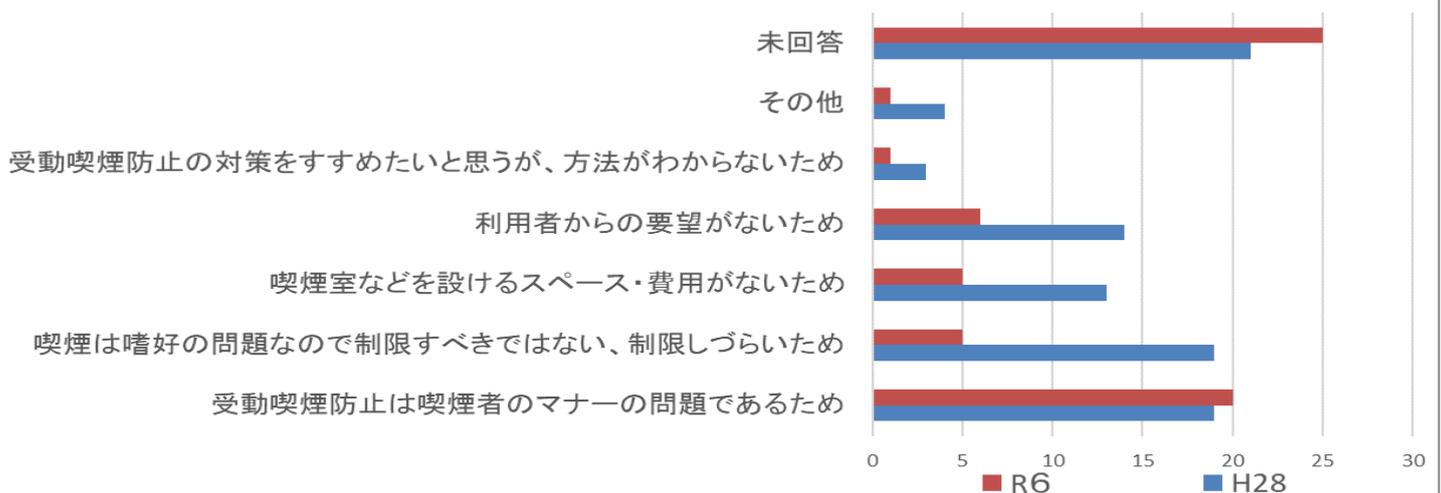
※ 中新田城内、南町、十日市、岡町、あさひ地区は町の施設を集会所として利用しているため除く

集会所の今後の受動喫煙防止対策と、受動喫煙防止対策を進めにくい要因

- 今後、敷地内・建物内完全禁煙を予定している行政区がありました。
- 「喫煙は嗜好の問題なので制限できない・しづらい」を挙げる人が少なくなりました。地域全体、社会全体に「受動喫煙防止対策実施が当然」という風潮が生まれてきているのかもしれませんが。
- 集会所での受動喫煙防止対策が広がるよう、町としても検討していきたいと思えます。



受動喫煙防止対策を進めにくい要因と思われること



国では、2018年に健康増進法の一部が改正され、多くの人が集まる施設は原則屋内禁煙と定められました。地区集会所も、「原則屋内禁煙の対象」になっています。調査結果を生かし、町でも受動喫煙防止対策を進めて参ります。今後もより一層対策の推進にご協力いただければと思います。

担当：保健福祉課健康推進係
電話：63-7871